

横手市部活動地域展開等推進協議会設置要領

(設置)

第1条 横手市立中学校における部活動の段階的な地域連携・展開（以下「部活動の地域展開等」）に係る事業を推進するため、横手市部活動地域展開等推進協議会（以下「協議会」）を設置する。

(所掌)

第2条 協議会は、部活動の地域展開等に関する検討、準備、運営、その他部活動の地域展開等に必要と認められる事項を協議し、その事業について所掌する。

第3条 (協議事項)

協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 部活動地域展開等に関する諸課題および環境整備に関する事項
- (2) 前号に規定する課題の解決を図るための具体的な検討事項
- (3) その他、必要と認められる事項

第4条 (組織)

協議会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、18人以内で組織するものとする。

- (1) 横手市スポーツ協会関係者
- (2) 横手市スポーツ推進委員代表
- (3) スポーツ・文化芸術団体関係者
- (4) 横手市小・中学校体育連盟代表
- (5) 保護者代表
- (6) 地域クラブ・団体代表
- (7) 横手市教育委員会教育総務部長・教育指導部長
- (8) 他 教育委員会が認めた者

2 委員の任期は、1年とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、初回の会議は教育長が招集する。

(専門部会)

第7条 専門的な課題について具体的に協議し、整理するために必要があると認めるときは専門部会を設置する。専門部会の名称や招集及びその他の必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴く、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(運営委員)

第9条 協議会には、教育委員会教育総務課・教育指導課・学校教育課・スポーツ振興課・生涯学習課の各課長が、運営委員として出席することができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。教育委員会に事務局を置く。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

注) 学校部活動における「地域連携」よりも更に取組を進め、地域の人・物的資源を活用し地域全体で支え、より豊かで幅広い活動を目指す意図から「地域移行」から「地域展開」に名称変更。合同部活動や拠点校部活動および部活動指導員配置等を意味する「地域連携」と「地域展開」をまとめて「地域展開等」とする。

(「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ R6・12・18)

組織体制

